

第 7 編 港湾編

第 1 章 港湾設計

1. 港湾の設計に関しては、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」（国土交通省港湾局）の「第 1 編 共通編」及び「第 4 編 設計業務」に準ずるものとする。
なお、この場合、「調査職員」を「監督員」に読み替えるものとする。